御坊市・日高郡指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入退所指針

１　目的

この指針は、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）の入退所に関する基準を明示することにより、入退所を決定する過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入退所の円滑な実施に資することを目的とする。

２　入所の対象者

入所の対象者は、次の①又は②に該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において継続して介護を受けることが困難なものとする。

①　介護保険法における要介護３から要介護５までの要介護者

②　介護保険法における要介護１又は要介護２の要介護者で、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）

３　特例入所の要件の判定について

（１）特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、次のいずれかの事情を考慮すること。

①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④　単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

（２）特例入所の要件に該当することの判定に際しては、特例入所の入所判定が行われるまでの間に、施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町（以下「保険者市町」という。）との間で情報共有等を行うこと。

その取扱いとしては、特例入所の申込みがあった場合、保険者市町は、施設に対して、申込者が特例入所の要件に該当するか否かの意見を表明するものとする。

４　入所の申込み

（１）申込みの方法

入所の申込みは、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込書（以下「入所申込書」という。）及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所調査票（以下「入所調査票」という。）に、介護保険被保険者証、直近３か月分のサービス利用票及びサービス利用票別表のそれぞれの写しを添えて、本人又は家族等が保険者市町を経由し、施設に対し行うものとする。この場合において、在宅介護支援センター又は地域包括支援センターの職員等は、入所調査票を作成するための調査に従事するものとする。ただし、特例入所の申込者に係る調査については、地域包括支援センター又は保険者市町の職員等が行うものとする。

なお、特例入所に係る入所申込みのときは、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由について、必要な情報の記載を求めることとする。

（２）入所申込受付簿の管理

施設が入所申込書等を受理したときは、入所申込受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、入所申込者が入所を辞退又は受付簿から削除する等の事由が生じたときは、その内容を記録しなければならない。

５　退所について

施設は、次に掲げる退所の基準において入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討した上で退所を決定することができる。

（１）要介護認定において自立、要支援１又は２と認定された場合

（２）要介護状態の改善が認められかつ、家庭における介護力・介護環境の改善が認められ、入所者・家族が退所を希望している場合

（３）要介護認定において要介護１又は２と認定され、特例入所の要件に該当しない場合

　　　（平成２７年３月３１日までに入所した入所者は除く）

（４）３カ月を超え、又は超えると見込まれる長期入院となった場合

６　入退所検討委員会

（１）施設は、入所の選考及び退所の判定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

（２）検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、検討委員会には施設職員以外の第三者（当該施設を運営する社会福祉法人の評議員等）を加えることが望ましい。

（３）検討委員会は、検討委員会ごとにあらかじめ入所選考者名簿（以下「選考者名簿」といいう。）を整えて開催し、選考名簿に登録された入所申込者の入所申込書等の内容に基づいて協議のうえ、入所順位の決定を行うものとする。

（４）検討委員会は、平成２７年４月１日以降に入所された者が、要介護認定で要介護１又は２と認定された場合、特例入所の要件に該当するか十分検討し退所判定を行う。

（５）検討委員会は、特例入所の入退所判定をする際には、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況等」について保険者市町に意見を求めることが望ましい。この場合において、保険者市町は、検討委員会から当該職員等の出席を求められたときは、それに応じるよう努めなければならない。

（６）検討委員会は、施設長が招集し、原則として毎月１回開催するものとする。

（７）検討委員会は、協議した内容を記録し、これを２年間保管しなければならない。

（８）検討委員会は、県又は保険者市町から求めがあったときは、前号の記録を提出しなければならない。

７　協議による入所順位の決定

入所順位は、入所申込者から提出された入所申込書及び次の項目について保険者市町が作成した入所調査票等を総合的に勘案して、決定するものとする。

（ア）　本人の心身の状況（要介護度及び認知症高齢者の日常生活自立度の程度等）

（イ）　介護者の状況

（ウ）　居宅サービスの利用率

（エ）　意見欄及びその特記事項

（オ）　申請に至った経緯

（カ）　医療の特記事項

８　特別な事由による入所

次に掲げる事由があるときは、検討委員会の委員の協議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。この場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告するものとする。

（１）災害や事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、検討委員会を招集する余裕がないとき。

（２）介護者が緊急に入院する等により、長期的な保護が必要になったとき。

（３）保険者市町から老人福祉法第１１条第１項第２号に定める特別養護老人ホームへの措置入所が委託されたとき。

９　その他の取扱い

（１）既入所申込者の取扱い

施設は、保険者市町と協力し、指針が施行される以前に入所の申込みをしている者に対して、指針の周知を図るものとする。

（２）入所を辞退した者の取扱い

施設長は、入所の意思を確認したときに、入所申込者の都合で入所が辞退されたときは、入所順位を繰り下げ、再度の辞退があったときは、入所申込受付簿から削除することができる。

（３）入所申込者の状態等が変化したときの取扱い

入所申込者は、要介護度の変更、他施設への入所又は死亡等により入所を申し込んだ後に入所申込書の内容に変更が生じたときは、保険者市町を経由の上、入所申込内容変更届により施設に連絡するものとする。

なお、指針が施行された後に入所した要介護３以上の者が、更新申請又は区分変更申請により要介護１又は要介護２に変更となった場合は、保険者市町は速やかに当該入所者に対する調査を行い、当該入所者が特例入所の要件に該当するか否かを施設に対し報告するものとする。

（４）長期入院等により退所した者の取扱い

３か月以上の長期入院等によりやむなく退所となった者が、退院後において施設への再入所が必要と判断される場合は、施設は、本人又は家族等に対し、退院時における入所申込みの助言を行うとともに、その者から入所の申込みがされた場合は、その入所順位について特段の配慮を行うものとする。

（５）退所に関して留意すべき事項

入所者や家族の意向を十分確認、尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意する。入所者の退所後の介護力や介護環境、地域の保険医療サービス及び居宅サービス体制等を十分に確認把握し、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供すると共にサービス提供者等との密接な連携に努め、退所者に対する適切な支援を行う。

１０　適正な運用

（１）施設長は、県及び保険者市町に対し、この指針の適正な運用について必要な助言を求めることができる。

（２）施設長及び検討委員会は、この指針に基づいて適正に入退所の決定を行うものとする。

（３）施設長は、入所申込者及び家族等関係者に対して指針の内容を説明するものとする。

（４）施設長は、入所者の選考に係る説明又は資料の開示を行うときに適切な対応ができるよう、あらかじめ窓口担当者を明確にしておくとともに、個人のプライバシー等個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。

（５）検討委員会の委員及び施設の職員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族に関する情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後及び施設を退職した後も同様とする。

附　則

この指針は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１０日改正　入所調査票及び指針の見直し）

この指針は、令和４年４月１日から施行する。